

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画」の検討等について

水産政策審議会・資源管理分科会（5月25日）において諮問どおり答申がなされたことから、同日付で「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を変更し、以下のとおり、平成22年及び平成23年TAC（漁獲可能量）の改定並びに平成23年TACの設定を行う。

1 平成23年TACの設定及び改定

(1) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについて、平成23年TACの設定を行う。

(単位：トン)

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
さんま	平成23年7月～ 平成24年6月	423,000 (455,000)
まさば及び ごまさば	平成23年7月～ 平成24年6月	693,000 (627,000)
ずわいがに	平成23年7月～ 平成24年6月	6,227 (6,129)

()内は、前年の数量

(2) すけとうだらについては、北海道知事に4.4千トンの先行利用を認め、23年TACから利用分を削減して設定していたが、実際の利用が4千トンとなったため、23年度TACに反映させる。

(単位：トン)

	現 行	変 更 後
TAC	218,600	219,000
うち 北海道	80,500	80,900

2 平成22年TACの改定

まさば及びごまさばについて、来遊状況が良好な3県について追加配分を行う。

(単位：トン)

	現 行	変 更 後
TAC	627,000	635,000
うち 島根県	13,000	14,000
長崎県	17,000	20,000
鹿児島県	17,000	21,000